

訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー合格テキスト'22』のなかで誤りがございましたので、謹んで訂正申し上げます。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

[2022 年 9 月 26 日更新]

当該ページ p411

(2) 生活困窮者住居確保給付金（必須事業）囲み内 1 行目

誤) ◆住宅確保給付金の受給条件…申請日において 65 歳未満で離職等の後 2 年以内の

↓

正) ◆住宅確保給付金の受給条件…申請日において離職等の後 2 年以内の

[2022 年 9 月 14 日更新]

当該ページ p144

■ 3 登録の消除 ■

誤) 本人の死亡や後見または保佐の開始の届出があった場合、

↓

正) 本人の死亡や心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができなくなった等の届出があった場合、